

2018年6月19日

各 位

大阪信用金庫
理事長 高井 嘉津義

特別調査

「改正労働契約法・労働者派遣法が中小企業に与える影響」について

☆改正法 企業への影響少なく・・「影響なし」46.1%「わからない」46.5%

☆企業の雇用 正社員中心に・・・・・今後の従業員構成「正社員」77.9%

☆働き方改革 コスト増に懸念・・・・・・課題「人件費の増加」16.4%

●改正法 企業への影響少なく 「影響なし」46.1%「わからない」46.5%

改正労働契約法と改正労働者派遣法の影響については、「影響はなかった」が46.1%、「わからない」が46.5%となり、改正法は中小企業にほとんど影響していませんでした。

改正労働契約法については、今年4月から適用が始まった、いわゆる「無期転換ルール」への対応を行なっていない企業は85.3%にのぼりました。改正労働者派遣法については、今年10月から適用が始まる、いわゆる「派遣3年ルール」への対応を行なっていない企業は86.6%にのぼっています。

改正法の理解が進んでいないことや、中小企業で非正規社員の占める割合が低いこと、そして、非正規社員の申し出が少ないことが要因と思われます。労働トラブル発生の可能性もあり、中小企業も法改正の内容を熟知し、対応していくことが必要と思われます。

●企業の雇用 正社員中心に 今後の従業員構成「正社員」77.9%

非正規社員を雇用している企業は47.6%と半数近くにとどまっています。雇用している企業の内、非正規社員の割合は「20%未満」が58.5%と半数以上となっています。非正規社員を雇用する中小企業は少なく、改正法が影響しない要因と思われます。

今後の従業員構成についても、「正社員」と回答した企業が77.9%と圧倒的に多く、人手不足が深刻になる中で、あくまでも正社員中心に雇用を進めようとする中小企業の姿勢が浮き彫りになりました。

●働き方改革 コスト増に懸念 課題「人件費の増加」16.4%

働き方改革の中で、「同一労働同一賃金制度」を実施するにあたっての課題については、「人件費の増加」が16.4%と課題として考える企業の中では最も多くなりました。

「特になし」と回答した企業が65.3%にのぼりました。現在、法案が国会で審議中であり、中小企業への「同一労働同一賃金制度」の適用予定も2021年度に延期され、制度適用がまだ先であることから、まずは制度そのものを知ってから対応を考える企業が多いものと思われます。

ただ、現状においても人件費増加に対する懸念を2割近くの中小企業が持っています。猶予期間内に、非正規社員雇用の柔軟性などによるメリットなど、制度の利点を知ることで、中小企業における制度の有効活用を進めることが必要と思われます。

調査時点：2018年6月上旬

対象企業：当金庫お取引先1,791社（大阪府内、尼崎市）

回答企業数：1,533社（回答率85.6%）

調査方法：調査票郵送および聞き取り調査

本調査に関するお問い合わせは下記までお願いします

株式会社だいしん総合研究所（担当：福井）

TEL：(06)6211-2921 FAX：(06)6211-2930

E-mail : souken@osaka-shinkin.co.jp URL <http://www.osaka-shinkin.co.jp>



この街のホームドクター
大阪信用金庫